

改正案	現行
<p>（代理店契約書の案の記載事項）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）以下「規則」という。）第十四条第二項第一号ロに規定する金融庁長官が別に定める代理店契約書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 代理業務を行う施設の位置</li> <li>二 代理業務の種類及び範囲</li> <li>三 代理店の業務取扱日及び業務取扱時間</li> <li>四 <u>次に掲げる代理店の行為を禁じる規定</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を金庫及び当該取引先以外の他者に漏らし、又は自己若しくは金庫及び当該取引先以外の他者のために利用すること。</li> <li>ロ 取引先に対して虚偽のことを告げ、又は重要な事項を告げないこと。</li> </ul> </li> <li>ハ 代理店が自己の計算において取引先に対して特別の利益の提供を約し、又は提供すること。</li> <li>ニ 当該代理店契約書に定められた代理業務以外の金庫の業務を取り扱うこと。</li> </ul>	<p>信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）（第三条第一項第四号ハに規定する金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 代理業務を行う施設の位置</li> <li>二 代理業務の種類及び範囲</li> <li>三 代理店の業務取扱日及び業務取扱時間</li> <li>四 <u>代理店は次に掲げる行為をしてはならないこと。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を金庫及び当該取引先以外の他者に漏らし、又は自己若しくは金庫及び当該取引先以外の他者のために利用すること。</li> <li>ロ 取引先に対して虚偽のことを告げ、又は重要な事項を告げないこと。</li> </ul> </li> <li>ハ 代理店が自己の計算において取引先に対して特別の利益の提供を約し、又は提供すること。</li> <li>ニ 当該代理店契約書に定められた代理業務以外の金庫の業務を取り扱うこと。</li> </ul>

ホ 当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を取り扱うこと。

ヘ 復代理店を設置すること。

ト 代理店が法人であるときは、当該代理店が当該代理店を当事者とする合併をし又は営業若しくは事業を譲渡し若しくは譲受けること。

五 契約の期間、更新及び解除に関する事項

六 代理店であることを証する書面、代理業務の内容並びに代理店の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

七 その他必要と認められる事項

(代理店の業務範囲)

第二条 規則第十五条の二第四号に規定する金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする

一 債務の保証又は手形の引受け

二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

(預金の払出事務の委託)

第三条 規則第十五条の五の四に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一 証券会社

二 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)

ホ 当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を取り扱うこと。

ヘ 復代理店及び代理店の支店を設置すること。

ト 代理店が法人であるときは、当該代理店が当該代理店を当事者とする合併をし又は営業若しくは事業を譲渡し若しくは譲受けること。

五 契約の期間、更新及び解除に関する事項

六 代理店であることを証する書面、代理業務の内容並びに代理店の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

七 その他必要と認められる事項

(新設)

(新設)

第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十一年法律第五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者